貸住宅の供給の促進に関する法律施

公営住宅法施行令」「特定優良賃

行規則」の一部改正に伴い、

4 月 1

市営住宅入居申し込み時の

入居収入基準の変更

■公営住宅の入居収入基準

現行(3月31日まで)	施行後(4月1日から)
所得月額	所得月額
20万円以下	15万8000円以下
所得月額	所得月額
26万8000円以下	21万4000円以下
	所得月額 20万円以下 所得月額

所得月額…世帯の所得金額の合計から同居親族等控除など 国が定めた控除額を控除したうえで月収換算 (12分の1) した収入額

裁量階層…高齢者世帯、障害者や小学校就学前の子どもが同 居する世帯など

■特定公共賃貸住宅の入居収入基準

区分	現行(3月31日まで)	 施行後(4月1日から)
	所得月額	所得月額
下限	20万円以上	15万8000円以上
	(6万1501円以上)	(5万2001円以上)
	所得月額	所得月額
上限	60万1000円以下	48万7000円以下
	(26万8000円以下)	(21万4000円以下)

※特定公共賃貸住宅には、神戸久保川住宅、福祉の里住宅が 該当します

)内は築出住宅の入居収入基準額です

届

出

書

の提出が

指定管理者を指定

報サービスセンター」を管理運営す 光情報サー センター る指定管理者を指定しました。 ·指定期間 = 4月1日 ·施設名=赤羽根観光情報サービス 商工観光課 2月の臨時市議会での審議、 次のとおり ビスセンター 指定管理者=株田原観 (☎23局3516 「赤羽根観光情 平成26年3 ▼担当課

▼財政課

ださい。 ※詳しくは

建築課

お 問

合わせくださ

月 31 日

(5年間)

23局3527122局38

みができなくなりますのでご注意く

超える方は、

4月1日以降、

申し込

のとおり引き下げられます。 とができる方の入居収入基準が、 日から市営住宅に入居を申し込むこ

基準を

表

☎23局3591 FAX 23 局 0 1 8

枝木・草などを搬入する際 届出書が必要になります

棄物搬入 業者が行う場合のみ「家庭系一般廃 羽根環境センターに搬入する際、 在、 家庭から出た枝木などを赤 事

必要とな

すが、

っていま

月1日

か 4

石綿健康被害による 特別遺族給付金の請求

分するため、

個人・事業者を問わず、

らは家庭からの枝木などを明確に区

ます 年3月26日までに亡くなった労働 より、 者・特別加入者が亡くなった時期に 者・特別加入者のご遺族の方 族給付金の支給対象の拡大 = 平成18 = 平成24年3月27日まで る法律の一部が改正されました。 特別遺族給付金の請求期限の延長 石 「綿による健康被害の救済に関 支給対象となる給付が異なり ▼特別遺 (労働

※詳しくは ·愛知労働局労災補償課 お問い合わせくださ

※詳しくはお問い合わせください

ページからも入手できます。

☎23局3538 № 22局3817

赤羽根環境センター

▶清掃管理課

課にあります。

また、

田原市の

朩

羽根環境センター・市役所清掃管理

届出書は、各資源化センター

(052)972局026

(052)972局6268

排水設備指定工事店の 新規追加

(皇http://www.city.tahara.aichi.jp

45局3497145局3840

定工事店へお申し込みください する場合は、 公共下水道や農業集落排水に接続 必ず田原市排水設備

新規追加指定工事店

中採工事株式会社

(0532)88局4858

·下水道課

☎23局3525∞2局31 8 4

☎33局1113壓32局2506 下水道課 (渥美支所内 いる「家庭系一般廃棄物搬入届出書

は不要となります)

とになります。

(事業者が提出して

搬入届出書」を提出していただくこ 搬入する方全員に「家庭の剪定枝等